

一般質問希望者・会派が質問する機会を保障するよう求める要望書

2026年9月11日

日本共産党 石川県議会議員 佐藤正幸

本日9月11日の議会運営委員会において、一般質問の質問通告人数が想定を1名超え、私のこの間の一般質問の回数が多いからと、質問権を奪われる決定がなされた。

同じ事態が起こったのは、1) 2023年4月の統一地方選挙後の6月議会におけるくじ引き、2) 次の9月議会では私は予算委員会での質疑があるからと質問権を奪われ、3) 2025年11月県議会ではくじ引きの結果私が質問できず、4) 今年2026年5月県議会では予算委員会の質疑があるから、と今期の議会ではこれで5度、質問できない会派が生まれた。私は、今年に入って2回連続して一般質問ができなくなることとなった。

こうした事態が繰り返されるのは、議会運営委員会での申し合わせが実態にあわなくなっているからだと考える。

2023年4月の統一地方選挙後の議会運営委員会で、従来の申し合わせを踏襲し、「一般質問者数は、1日6人以内で2日間（2月定例会は3日間）とし、質問希望者がこれを超えた場合は議運で調整する」「発言時間は、1人20分とする」と申し合わせた際、私はオブザーバーとして「あくまで目安であり、質問希望者全員が質問できるようすべき」と発言し、要望した。

代表質問を第一会派の自民党だけしか認めない状況のもとでは、全会派が質問できるよう配慮すること、とりわけ3月の知事選挙で知事が交代したもとで、多様な意見が議会に反映されるよう全会派が質問できるようにするのが議会の役割だと考える。

今まで、知事選挙前の議会であること、知事選挙後の議会であること、などの配慮で、質問を希望する全会派や議員が質問にたてるようにし、申し合わせ事項より1人多い人数で質問を行ったこともあった。それは時間的にも可能であり、選挙で有権者から負託を受けた議員が質問権を奪われるような事態が続くことは、議会制民主主義のうえでも禍根を残すと言わざるを得ない。

この間の申し入れで何度も強調してきたように、議会は“言論の府”であり、議会における議員のもっとも重要な権利は「発言の自由」である。議員には、自由な論議が基本的に保障されているからこそ、「石川県議会会議規則」第61条では、一般質問について「議員は、県の一般事務につき、議長の許可を得て、質問することができる」と明記されているのである。

にもかかわらず今議会において議員の発言が保障されなかったことは、議員の職責を封じたことに他ならず、県民の負託にこたえることにはならないと考える。申し合わせ事項があるからと、議員の質問権を奪うのは、県民的な理解を得るうえで困難である。

議長におかれては、「石川県議会会議規則」どおり、一般質問を希望する議員全員が発言の機会を得ることができるよう、申し合わせ事項の柔軟な運用・改善に尽力していただくよう切に求めるものである。

以上